

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び違法に採捕された水産動植物の流通を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより、特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与し、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

一 「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きいと認められるものであって、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいうものとし、「特定第一種水産動植物等」とは、特定第一種

水産動植物及び特定第一種水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいうものとする。

二 「特定第一種水産動植物等取扱事業者」とは、特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者をいうものとする。

三 「特定第二種水産動植物」とは、我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいうものとし、「特定第二種水産動植物等」とは、特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物を原材料とする加工品のうちその輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいうものとする。

四 農林水産大臣は、一及び三の農林水産省令を定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ、水産政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。

(第二条関係)

第三 特定第一種水産動植物等に関する規制

一 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出

(一) 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者であつて、特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの（その所属する団体が当該者に代わつて特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあっては、当該団体）は、あらかじめ、当該採捕の事業が漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令の規定による特定第一種水産動植物を採捕する権限に基づき行われるものである旨を農林水産大臣に届け出なければならないものとする。

(二) 農林水産大臣は、(一)による届出があつた場合において、当該届出をした者が当該採捕の事業を行う権限を有すると認めるときは、当該届出に係る番号を通知するものとする。 (第三条関係)

二 情報の伝達

一の(二)による通知を受けた者（以下「届出採捕者」という。）及びその他の特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡しをするときは、当該特定第一種水産動植物等の名称、当該通知に係る番号を含む漁獲に関する番号（以下「漁獲番号」という。）その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事

業者に伝達しなければならないものとする。

(第四条及び第五条関係)

三 取引の記録の作成及び保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者との間での譲渡し等をしたときは、当該特定第一種水産動植物等に関する名称、重量又は数量、譲渡し等をした年月日及び漁獲番号等の事項の記録を作成し、保存しなければならないものとする。

(第六条関係)

四 特定第一種水産動植物等に係る義務違反に対する勧告及び命令

農林水産大臣は、法の規定を遵守していない届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるものとともに、当該届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第七条関係)

五 特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、その事業の開始の日から二週間以内に、氏名又は名称、事務

所等の所在地及び取り扱う特定第一種水産動植物等の種類等の事項について農林水産大臣に届け出なければならぬものとする。

(第八条関係)

六 特定第一種水産動植物等に係る通報

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受けた特定第一種水産動植物等が漁業法その他の関係法令に違反して採捕された疑いがあると思料するときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に通報するように努めなければならないものとする。

(第九条関係)

七 輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等が漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと等に該当する旨を証する農林水産大臣が交付する証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないものとする。

(第十条関係)

第四 特定第二種水産動植物等に関する規制

特定第二種水産動植物等は、当該特定第二種水産動植物等が適法に採捕されたものであることを証す

る外国の政府機関により発行された証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないものとする。

(第十一条関係)

第五 雑則

一 この法律の施行に必要な限度において、特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくは特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告徴収及び立入検査について所要の規定を定めるものとする。

(第十二条関係)

二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令又は政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長又は都道府県知事が行うことができるものとする。

(第十三条関係)

第六 罰則

この法律における所要の罰則を整備するものとする。

(第十五条から第十八条まで関係)

第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。ただし、二については公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するものとする。

(附則第二条から附則第六条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第八条関係)

四 この法律の施行に関し、関係法律の規定の整備を行うものとする。

(附則第九条及び附則第十条関係)